

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 5 月 24 日（金）第 517 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

## 告 示

- 林業種苗法に基づく指定採取源の指定（森林経営課取扱い） 1  
 ○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（漁港漁場課取扱い） 1  
 ○家畜伝染病の発生（家畜防疫対策課取扱い） 2  
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大島支庁取扱い） 3  
 人 事 委 員 会 規 則  
 ○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 3  
 公 安 委 員 会 公 告  
 ○警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 3

## 告 示

## 鹿児島県告示第435号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源として指定する。

令和 6 年 5 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び面積	所有者等の氏名及び住所
6-1	令和6年5月24日	普通母樹林	すぎ	日置市東市来町養母麦田2782番	210本 0.09ヘクタール	東峯政勝 日置市東市来町長里3927

## 鹿児島県告示第436号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和 6 年 5 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- しゅん功認可年月日  
令和 6 年 5 月 15 日
- しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事 塩田康一
- 埋立区域
  - 位置  
出水郡長島町諸浦字葛輪39番7，39番6，39番42及び39番44の地先公有水面
  - 区域  
次の各地点のうち、①の地点から②の地点までを順次に結んだ線、②の地点から③の地

点を結ぶ昭和51年7月13日付け鹿児島県指令漁港第148号でしゅん功認可された埋立地と公有水面の境界線（D. L. +3.60メートルにより決定）、㉓の地点から㉔の地点までを結ぶ既存埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.60メートルにより決定）及び①の地点と㉔の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 葛輪漁港内の防波堤天端に設置された基準点（金属びょう）（北緯32度15分27秒11，東経130度11分12秒68）から53度55分39秒152.51メートルの地点

②の地点 ①の地点から116度44分30秒4.79メートルの地点

③の地点 ②の地点から177度02分10秒1.61メートルの地点

④の地点 ③の地点から87度49分00秒2.52メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から177度09分30秒2.48メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から266度47分02秒2.62メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から176度47分15秒6.01メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から86度46分52秒2.60メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から176度53分18秒3.08メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から266度47分49秒2.60メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から176度47分07秒51.04メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から86度47分08秒2.66メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から177度20分56秒2.68メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から223度59分50秒2.99メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から314度07分51秒2.66メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から224度07分23秒93.45メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から313度50分39秒5.29メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から44度07分08秒4.00メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から314度07分13秒59.50メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から224度07分08秒4.00メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から313度54分02秒7.63メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から43度39分09秒84.13メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から317度07分16秒0.52メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から80度13分54秒19.39メートルの地点

㉔の地点 ㉔の地点から58度54分00秒36.21メートルの地点

(3) 面積

8,179.19平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成30年11月27日

指令漁港第282号

6 公有水面法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

長島町

鹿児島県告示第437号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和6年5月24日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日月日
患畜	1	曾於市	令和6年4月26日

## 大島支庁告示第 2 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 5 月 24 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あんだんて	奄美市名瀬大字 西仲勝 197-1	アジア通信工業株式会社	奄美市名瀬久里 町 1 番 5 号	大山 俊輔	令和 5 年 9 月 1 日	児童発達 支援・保 育所等訪 問支援

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 24 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

## 鹿児島県人事委員会規則第 4 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「地域政策総括監 子育て・高齢者支援総括監」を「地域政策総括監」に、「医療技監 新型コロナウイルス感染症総括監」を「医療技監」に、「参事（地域政策担当） 参事（子育て・高齢者支援担当）」を「参事（地域政策担当）」に、「行政経営推進室の主幹（参事付を含む。）」を「行政経営推進室の主幹及び技術主幹（参事付を含む。）」に、「畜産課の管理係長」を「畜産振興課の管理係長」に、「課長 室長」を「課長」に、「課長補佐（総務担当及び総務福利課の福利厚生担当に限る。） 室長補佐」を「課長補佐（総務担当及び総務福利課の福利厚生担当に限る。）」に、「局長 部長 課長」を「局長 部長 地域企業振興監 課長」に、「支庁長 部長」を「支庁長 部長 地域企業振興監」に、「奄美群島振興開発総括監 部長」を「奄美群島開発総括監 部長 地域企業振興監」に、

「

かごしま県民交流センター	館長（常勤の者に限る。） 副館長 県民交流課長
--------------	-------------------------

」を

「

かごしま県民交流センター	館長（常勤の者に限る。） 副館長 県民交流課長
女性相談支援センター	所長

」に、

「

若駒学園	園長 副園長 総務課長
女性相談センター	所長

」を

「

若駒学園	園長 副園長 総務課長
------	-------------

」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定を次のとおり実施する。

令和 6 年 5 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 検定の種別及び級の区分
  - (1) 交通誘導警備業務 1 級
  - (2) 交通誘導警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時, 実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時
    - ア 交通誘導警備業務 1 級
      - (ア) 学科試験  
令和 6 年 8 月 27 日 (火) 午前 9 時から午前 11 時まで
      - (イ) 実技試験  
令和 6 年 9 月 14 日 (土) 午前 9 時から午後 5 時まで
    - イ 交通誘導警備業務 2 級
      - (ア) 学科試験  
令和 6 年 8 月 27 日 (火) 午前 9 時から午前 11 時まで
      - (イ) 実技試験  
令和 6 年 9 月 21 日 (土) 午前 9 時から午後 5 時まで
    - ウ 検定当日の受付時間  
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
  - (2) 実施場所  
いずれの検定も鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)
  - (3) 受検定員  
いずれの検定も 30 人 (受付先着順とする。)
- 3 検定の受検資格
  - (1) 交通誘導警備業務 1 級  
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち, 次のいずれかに該当する者
    - ア 交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって, 当該合格証明書の交付を受けた後, 交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
    - イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
  - (2) 交通誘導警備業務 2 級  
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 交通誘導警備業務 1 級
    - ア 学科試験
      - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
      - (イ) 法令に関すること。
      - (ウ) 車両等の誘導に関すること。
      - (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
      - (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - イ 実技試験
      - (ア) 車両等の誘導に関すること。
      - (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
      - (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 交通誘導警備業務 2 級
    - ア 学科試験
      - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
      - (イ) 法令に関すること。

- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
  - (ウ) 車両等の誘導に関すること。
  - (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
令和 6 年 6 月 10 日 (月) から同月 21 日 (金) まで (鹿児島県の休日を定める条例 (平成元年鹿児島県条例第 37 号) 第 1 条の県の休日を除く。)
    - イ 時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 交通誘導警備業務 1 級
      - (ウ) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 9 条の検定申請書 (検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。) 1 通
      - (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
      - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
      - (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
      - (ホ) 交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後, 交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 (3 の(1)の アに該当する場合に限る。) 1 通
      - (カ) 交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (3 の(1)の イに該当する場合に限る。) 1 通
    - イ 交通誘導警備業務 2 級
      - (ウ) 検定申請書 1 通
      - (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
      - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
      - (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
  - (3) 申請先及び申請方法
    - ア 申請先  
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
    - イ 申請方法  
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること (受検者本人以外による申請, 郵送等による申請は認めない。)
- 6 検定手数料  
交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級ともに, 14,000 円 (14,000 円分の鹿児島県収入証紙を検

定申請書に貼付して提出すること。)

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験の合格発表は、学科試験当日、実施場所において行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 本検定の最終合格者発表は、実技試験終了後、実施場所において行う。

(3) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。

8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）